

農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会（第 16 回） 議事要旨

1 開催日時及び場所

日時：令和 6 年 8 月 30 日（金） 13:30～15:50

場所：農林水産省消費・安全局第 3 会議室（WEB 会議形式による開催）

2 出席委員（敬称略）

櫻井裕之、美谷島克宏、上島通浩、相崎健一、石井雄二、小坂忠司、成田伊都美

3 議事要旨

- （1）農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第八条第一項の農薬の再評価に係る令和元年農林水産省告示第 480 号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第 1 号に掲げる農林水産大臣が定める基準（農薬使用者暴露許容量）その他農薬使用者への影響評価に関する事項についての意見の聴取（ブタクロール及びフェンメディファム）【非公開】

- ① ブタクロールについては、第 13 回農薬使用者安全評価部会において継続審議とされていたところ、資料 3「ブタクロール農薬使用者安全評価書（案）」に基づき審議した結果、評価書（案）を一部修正の上、パブリックコメントを実施することです承された。
- ② フェンメディファムについては、資料 4「フェンメディファム農薬使用者安全評価書（案）」に基づき審議した結果、フェンメディファムの農薬使用者暴露許容量（AOEL）を 0.075 mg/kg 体重/日、急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）は設定する必要がないとし、評価書（案）を一部修正の上、パブリックコメントを実施することです承された。

（2）その他【非公開】

「令和 4 年農林水産省告示第 1650 号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を改正する件（案）」についての意見・情報の募集の結果について（案）」について以下の資料に基づき説明し、当該資料の内容です承され、農業資材審議会農薬分科会に報告することとされた。

- ① キノフメリン（資料 7）
- ② チフルザミド（資料 8）
- ③ エスプロカルブ（資料 9）

（以上）